

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスについて

平成27年11月20日
広域系統整備委員会事務局

■これまでの経緯

- 第1回広域系統整備委員会(平成27年4月24日)
 - ・ 計画策定プロセスの進め方等のご議論
- 第2回広域系統整備委員会(平成27年6月8日)
 - ・ 「広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者」の募集結果のご報告
 - ・ 基本要件決定に向けた検討についてのご議論
 - ・ 計画策定プロセスの期間中における系統アクセス業務の取扱いのご議論
- 第3回広域系統整備委員会(平成27年7月28日)
 - ・ 「広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者」の応募取り下げのご報告
 - ・ 対策候補案の抽出・検討評価についてのご議論
- 第4回広域系統整備委員会(平成27年8月24日)
 - ・ 対策候補案の詳細検討のご議論
 - ・ 短工期で実施できる対策検討のご議論
 - ・ 費用負担の考え方のご議論
 - ・ 電気供給事業者への意思再確認のご議論
 - ・ 基本要件の決定に向けた検討のご議論

- 第5回広域系統整備委員会(平成27年9月14日)
 - 対策候補案の詳細検討のご議論
 - 費用負担の考え方のご議論
 - 特定負担額、一般負担額の試算(現時点における見通し)のご議論
 - 実施案等の募集の要否のご議論
 - 電気供給事業者への意思再確認のご議論
 - 基本要件及び受益者の範囲(案)のご議論
- 第6回広域系統整備委員会(平成27年10月16日)
 - 電気供給事業者への要請文送付のご報告

■ 今回ご議論いただきたい事項

I. 実施案等の公募要領原案検討

検討スケジュールと今回の位置付け

	平成27年度							平成28年度								
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
対策案の検討																
受益者範囲の検討																
実施案の検討		要領検討					評価								
負担割合の検討																
広域系統整備計画 取りまとめ・公表																
広域系統整備委員会	★9/14 ・基本要件 ・実施案等の募集要否		★実施案等の 募集(原案) 今回			★実施案等の募集		★検討状況報告		★検討状況報告		★実施案等	★費用負担割合	★広域系統整備 計画の決定		
評議員会	◇9/29 基本要件			◇検討状況報告			◇検討状況報告		◇検討状況報告			◇費用負担割合				
理事会	◆9/30 基本要件 ◆9/30 実施案等の募集要否 ◆10/14 電気供給事業者への要請(～11/24)			◆実施案等の募集			◆検討状況報告		◆検討状況報告			◆実施案等	◆費用負担割合	◆広域系統整備 計画の決定		
その他				☆実施案等の募集(～H28/5)										☆広域系統整備 計画の公表		

- 東北東京間連系線に係わる広域系統整備計画策定にあたっては、送電線の新設工事が大部分であり、実施案及び事業実施主体(以下「実施案等」という。)選定の公平性・透明性の確保等から、実施案等の募集を行うこととした(第29回理事会)。
- 実施案等の募集における基本的考え方は、広域系統整備の基本要件を踏まえ、多面的な観点から総合的に優れた実施案を募集するものであり、業務規程において、経済性、系統の安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価して実施案等を決定することと規定している。
- なお、実施案の評価の際には、用地交渉や詳細な現地調査を行っていないこと等から、工事費・工期については、実施案の検討レベル(接続検討レベル)に応じた確認を行い、広域系統整備計画決定後に進捗状況(主要工程や工事費見通し等)をフォローアップしていく。

【業務規程】

(実施案の募集及び決定)

- 第33条 本機関は、前条第3項で確定した基本要件を踏まえ、設備の建設、維持及び運用の実施方策の案(以下「実施案」という。)並びにこれを実施する事業者を送配電等業務指針に定めるところにより、募集する。
- 2 前項にかかわらず、本機関は、前条第3項の検討において既設設備の増強が適当であると認めた場合等、実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、送配電等業務指針に定めるところにより、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求める。
 - 3 本機関は、前2項に基づき提出された実施案について、広域系統整備委員会において、経済性、系統の安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、理事会にて実施案及びその事業実施主体を決定する。

【送配電等業務指針】

(実施案及び事業実施主体の評価方法)

第37条 本機関は、次の各号に掲げる評価項目について、実施案の評価を行う。

- 一 公募要領等への適合性 必要な増強容量の確保、増強の完了時期、電力系統性能基準(第52条に定める。以下同じ。)の充足性、法令又は政省令への適合性等
- 二 経済性 工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等
- 三 電力系統の安定性 電力系統の運用に関する柔軟性の向上、事故発生リスク等
- 四 対策の効果 安定供給への寄与、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入拡大等
- 五 事業実現性 事業者の流通設備の建設(用地取得を含む。)に関する経験、用地取得のリスク、工事の難易度等
- 六 事業継続性 事業者の財務的健全性、事業者の流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等
- 七 その他実施案の妥当性を評価するにあたって必要な事項

【送配電等業務指針】

(接続検討の回答)

第74条 一般電気事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、発電設備等系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。

- 一 発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由)
- 二 系統連系工事の概要(発電設備等系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等)
- 三 概算工事費(内訳を含む)及び算定根拠
- 四 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠
- 五 所要工期
- 六 発電設備等系統連系希望者に必要な対策
- 七 接続検討の前提条件(検討に用いた系統関連データ)
- 八 運用上の制約(制約の根拠を含む)

- 実施案等の募集・選定スケジュールは、これまでご議論いただいた予定(平成27年12月～平成28年5月:実施案等の募集、平成28年8月:実施案等の決定)を踏まえて、以下のとおりとはどうか。

➤ 公募要領策定スケジュール(案)

- 平成27年11月20日(金) 委員会で原案議論
- 平成27年11月下旬～12月上旬 会員等への意見募集※
- 平成27年12月15日(火) 委員会で議論
- 平成27年12月下旬 理事会で決定

※指針では、必要に応じて会員の意見を聴取することを規定している。今回の案件は、実施案等の募集を行う初めての案件であるため意見を聴取することとし、計画策定プロセスに応募した電気供給事業者は会員以外でも意見を提出できることとしたい。

➤ 実施案等の募集・選定スケジュール(案)

- 平成27年12月下旬 公募要領策定・公表
- 平成28年1月27日(水)17時 応募意思表明書の提出期限
〔応募意思を有する事業者が不在の場合、実施案の募集を取り止める。〕
- 平成28年2月上旬 応募資格審査
応募意思表明者へ審査結果通知
- 平成28年2月中旬 公募要領の説明会
- 平成28年5月9日(月)17時 実施案の提出期限
- 平成28年5月～8月 実施案等の評価
- 平成28年8月 実施案等の決定

■ 実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格者は、以下の事業者である※。

① 一般電気事業者

② 卸電気事業者

③ 卸電気事業者となる認可を取得しようとする事業者(新たに設立する法人により当該認可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする。)であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

※ 電気事業法の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行後の応募資格者は、以下のとおりとする。

① 一般送配電事業者

② 送電事業者

③ 送電事業者となる認可を取得しようとする事業者であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

【送配電等業務指針】

(実施案等の応募資格者)

第34条 実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格者は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 一般電気事業者

二 卸電気事業者

三 卸電気事業者となる認可を取得しようとする事業者(新たに設立する法人により当該認可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする。)であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

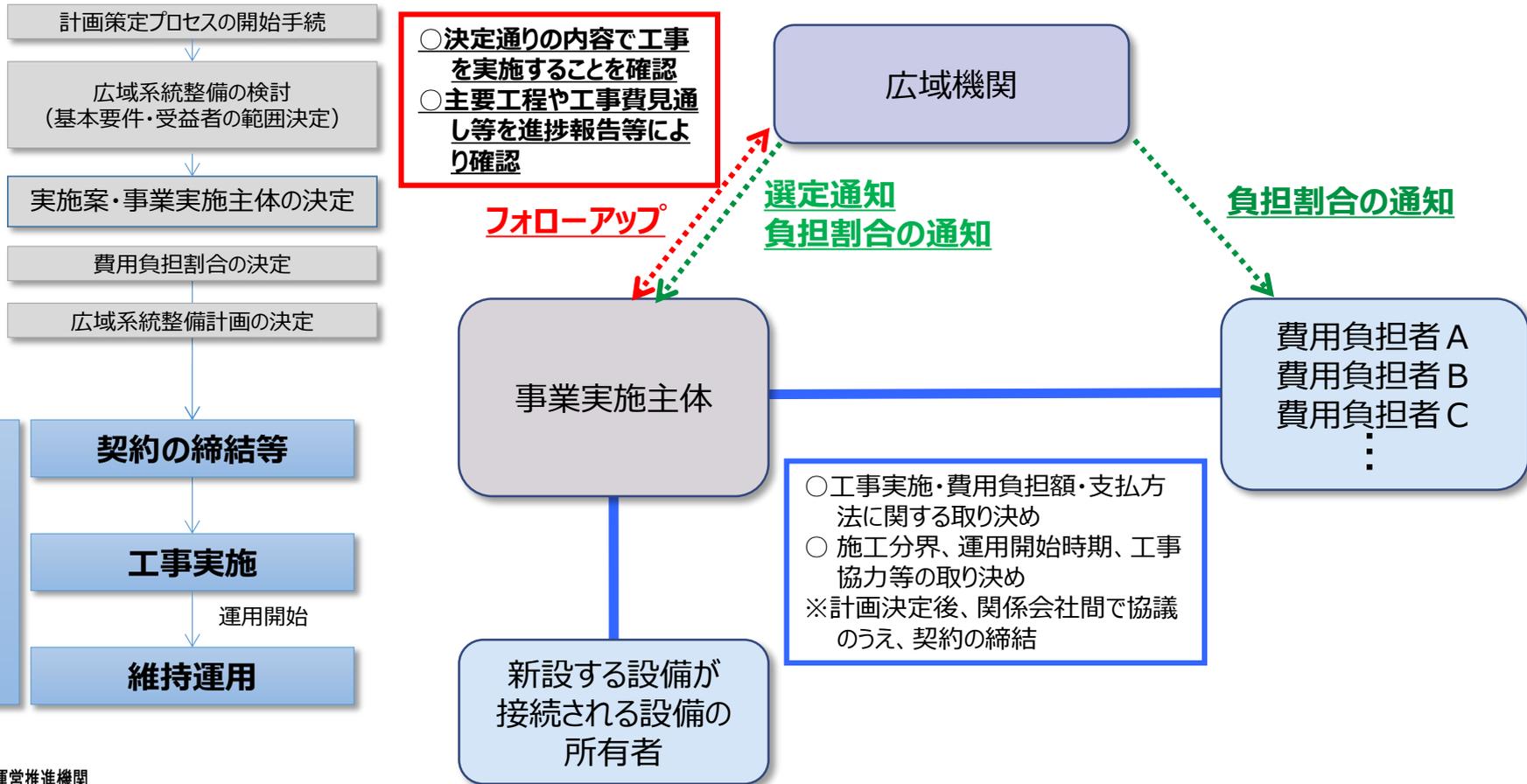
- 業務規程において、実施案等は、経済性、システムの安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価して決定することを規定している。
- 各評価項目について、あらかじめ配点を定めて評価する方法は、公平性・透明性の観点からは有効である。しかし、本計画策定プロセスの実施案等の募集においては、工事費、工期の面だけでなく、事業実現性、システムの安定性(設備の信頼性、作業・故障時の運用面、過酷・稀頻度故障時のリスク面等)、将来拡張性など幅広い観点から総合的に実施案等を評価する必要がある。
 - ※工事費の妥当性検証は、別議題「広域系統整備計画におけるコスト等の検証方法について」において議論
- このため、現時点で事前に配点を設定し、絶対値評価により決めるのではなく、提出された実施案に対して、委員会で総合的な観点で相対的に比較評価いただく方が最適な実施案等を選定できるのではないか。
- この場合でも、広域系統整備委員会でご議論いただき、その内容を公表することにより、公平性・透明性も確保できる。
- したがって、公募要領においては評価項目の明示まで行い、実施案受領後に広域系統整備委員会にて、総合的に実施案等の評価についてご議論いただくこととしてはどうか。

方式	総合評価 A案	総合評価 B案	(参考) 最低価格
内容	<p>実施案受領後に、評価項目ごとに各案を相対的に比較評価したうえで総合的な観点で案を選定。</p>	<p>評価項目ごとにあらかじめ評価基準・配点を公表し、最低限の要件を満たした案のうち合計点が最も高い案を選定。</p>	<p>最低限の要件を満たした案のうち、最低の価格の案を選定。</p>
得失	<p>○広域系統整備委員会で議論いただくことにより公平性・透明性を確保できる。</p> <p>○実施案を受領後に、他案と相対評価できるため、総合的に最適な案の選定ができる。</p>	<p>○あらかじめ評価基準等を公表するため、公平性・透明性を確保できる。</p> <p>▲本案件では、作業・故障時の運用面、過酷・稀頻度故障時のリスク面など点数化が困難な評価項目がある。また、基本要件と異なる提案も可能としており、あらかじめ評価項目間の配点設定を適切に行うことは困難であり、総合的に最適な案を選定できない可能性がある。</p>	<p>○価格のみで選定するため、公平性・透明性を確保できる。</p> <p>×価格以外の観点では、最低限の要件を満たせば良く、他の観点を含めた総合的に最適な案を選定できない。</p>

- 実施案応募者が提出する実施案は、基本要件を踏まえ公募要領で定める必要な増強容量の確保等ができる対策である必要がある。
- 実施案応募者が、基本要件における対策案と異なる実施案を応募する場合には、基本要件における対策案と比較検討し、総合的な観点で実施案を選定した理由を記載した資料の提出を求めていますどうか。
- また、実施案提出の際には、これまでの広域系統整備委員会における議論を踏まえ、工期短縮の観点も含めた送電ルートの妥当性に関する説明を求めていますどうか。

- 広域系統整備計画の決定後、関係者間で下図のような契約の締結等のうえ工事実施に進むことが想定される。
- 広域機関は主要工程や工事費見通し等を進捗報告等により確認し、広域系統整備計画が適切に実現できるようフォローアップする。

(イメージ)



[第8回 広域系統整備委員会(12月)]

- ◆実施案等の公募要領案のとりまとめ
- ◆事業者への意思再確認結果報告